第三十八条中「、地籍基本細部点等を基礎として」を削り、「割込法又は交点計算法」を「交点計算法又は単点観測法」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（街区点測量の基礎とする点）

第四十条　街区点測量は、単点観測法によるものを除き、都市部官民境界基本多角点等及び都市部官民境界基本細部点（以下「都市部官民境界基本細部点等」という。）を基礎として行うものとする。

（多角測量法による街区点測量）

第四十一条　多角測量法による街区点測量における多角路線の選定に当たっては、都市部官民境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

（放射法による街区点測量）

第四十二条　放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本細部点等を与点として行うものとする。

2　放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る都市部官民境界基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

（交点計算法による街区点測量）

第四十三条　交点計算法による街区点測量における仮設の表示杭の測量は、交点計算法以外によるものとする。

2　仮設の表示杭は、街区点の近傍に設置するよう努めなければならない。

（単点観測法による街区点測量）

第四十四条　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2　単点観測法により観測された街区点の座標値は、周辺の都市部官民境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

第三十七条第一項中「地籍基本細部測量」を「都市部官民境界基本細部測量」に改め、同条第二項中「地籍基本細部点の」を「都市部官民境界基本細部点の」に、「地籍基本多角点網図において及び地籍基本細部点成果簿」を「都市部官民境界基本細部点網図及び都市部官民境界基本細部点成果簿」に改め、第四章第四節中同条を第三十八条とする。

第三十六条中「地籍基本細部点」を「都市部官民境界基本細部点」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（放射法による都市部官民境界基本細部測量）

第三十六条　放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。

2　放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は多角測量法による都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による都市部官民境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から都市部官民境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4　放射法による都市部官民境界基本細部点の次数は、都市部官民境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四号

国土調査施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の規定に基づき、地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める省令の一部を改正する省令

地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める省令（平成二年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令

本則中「国土調査法施行令」の下に「（昭和二十七年政令第五十九号）」を加え、「様式は、別記一及び二に定めるところによるほか、地籍図及び」を「様式のうち、都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）に定める」に改める。

別記一を次のように改める。

別記様式第一　都市部官民境界基本調査図様式

第1部　記号

区　分	記号		記号の表示の方法
	形状及び大きさ	線幅及び色	
基本三角点 基準点（補助基準点を除く。） 電子基準点	2.0 / 1.0 / 3.0 / 3.5	0.2 黒	0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、1.0mm、3.5mm等を表示するものとする。
基本多角点	3.0 / 3.0	0.2 黒	
補助基準点	2.5	0.2 黒	
都市部官民境界基本三角点	2.0	0.2 黒	
都市部官民境界基本多角点	3.0 / 3.5	0.2 黒	
	2.5		